仙台市ガス局規程第三十号

仙台市ガス局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年九月三十日

仙台市ガス事業管理者 佐 野 直 樹

る勤務一時間当たりの給与額を減額して支給する。

仙台市ガス局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

仙台市ガス局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和二年仙台市ガス局規程第二十四号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第十六条 [略]	第十六条 [略]
2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。	2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
[一~八 略]	[一~八 略]
九 <b>育児休業法第十九条第一項</b> の規定による部分休業の承認	九 <u>仙台市ガス局職員の育児休業等に関する規程 (平成四年仙</u>
を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、そ	台市ガス局規程第四号。第十九条において「育児休業規程」
の勤務しなかった全期間	<u>という。) 第七条第一項</u> の規定による部分休業の承認を受け
	て勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務
	しなかった全期間
十 [略]	十 [略]
3 • 4 [略]	3 · 4 [略]
(部分休業をしている会計年度任用職員の給与の減額)	(部分休業をしている会計年度任用職員の給与の減額)
第十九条 前条第一項の規定にかかわらず、会計年度任用職員が	第十九条 前条第一項の規定にかかわらず、会計年度任用職員が
<b>育児休業法第十九条第一項</b> に規定する部分休業の承認を受け	<b>育児休業規程第七条第一項</b> に規定する部分休業の承認を受け
て勤務しない場合には、一般職員について定められているもの	て勤務しない場合には、一般職員について定められているもの
の例により、その勤務しない一時間につき、第十七条に規定す	の例により、その勤務しない一時間につき、第十七条に規定す

附 則

この規程は、令和七年十月一日から施行する。

る勤務一時間当たりの給与額を減額して支給する。

(ガス局総務部総務課)